

令和 6 年度浜松市「介護サービス情報の公表」計画

1 目的

浜松市長（以下「市長」という。）は、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 115 条の 35 に規定する介護サービス情報の受理、調査、公表等の事務を効率的かつ円滑に行う観点から、介護保険法施行令（平成 10 年政令第 412 号。以下「政令」という。）第 37 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づく介護サービス情報の報告に関する計画、政令第 37 条の 5 第 1 項に規定する調査事務に関する計画及び政令第 37 条の 11 第 1 項において準用する政令第 37 条の 5 第 1 項に規定する情報公表事務に関する計画を一体のものとして次のとおり定める。

2 計画の内容

計画の内容は、介護保険法施行規則（平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。）第 140 条の 48、第 140 条の 52 及び第 140 条の 60 の規定を踏まえ、次のとおりとする。

(1) 計画の基準日

令和 6 年 1 月 1 日とする。

(2) 計画の期間

令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

(3) 公表等の対象となる介護サービス

省令第 140 条の 43 に基づき、次のとおりとする。

- ア 訪問介護
- イ 訪問入浴介護
- ウ 訪問看護
- エ 訪問リハビリテーション
- オ 通所介護
- カ 通所リハビリテーション
- キ 短期入所生活介護
- ク 短期入所療養介護（省令第 14 条第 4 号に掲げる診療所に係るものを除く。）
- ケ 特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
- コ 福祉用具貸与
- サ 特定福祉用具販売
- シ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ス 夜間対応型訪問介護
- セ 地域密着型通所介護
- ソ 認知症対応型通所介護
- タ 小規模多機能型居宅介護
- チ 認知症対応型共同生活介護
- ツ 地域密着型特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
- テ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ト 複合型サービス
- ナ 居宅介護支援
- ニ 介護福祉施設サービス
- ヌ 介護保健施設サービス
- ネ 介護医療院サービス
- ノ 介護予防訪問入浴介護
- ハ 介護予防訪問看護
- ヒ 介護予防訪問リハビリテーション
- フ 介護予防通所リハビリテーション
- ヘ 介護予防短期入所生活介護
- ホ 介護予防短期入所療養介護（省令第22条の14第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）
- マ 介護予防特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）
- ミ 介護予防福祉用具貸与
- ム 特定介護予防福祉用具販売
- メ 介護予防認知症対応型通所介護
- モ 介護予防小規模多機能型居宅介護
- ヤ 介護予防認知症対応型共同生活介護

(4) 公表等の対象となる事業所

介護サービスを提供する事業所（施設を含む。以下同じ）のうち、公表等の対象となる事業所（以下「対象事業所」という。）は、法第115条の35並びに省令第140条の43及び第140条の44に基づき、次のとおりとする。ただし、これら以外の事業所であっても、公表を希望する場合は、報告、調査及び公表の対象とすることができる。

- ア 令和6年4月1日以降に新たに介護サービスの提供を開始する事業所（以下「新規事業所」という。）については、省令第140条の45に規定する別表第1に掲げる項目（以下「基本情報」という。）を報告及び公表の対象とする。

- イ 計画の基準日前の1年間において、介護報酬の支払いを受けた金額（利用者負担を含む。）が100万円を超える事業所（以下「既存事業所」という。）については、「基本情報」及び省令第140条の45に規定する別表第2に掲げる項目（以下「運営情報」という。）を報告、調査及び公表の対象とする。

(5) 報告

ア 浜松市

対象事業所に対して、介護サービス情報報告システムのホームページアドレス、ID・パスワードを通知する。

なお、ID・パスワードは令和5年度以前のもとの同一のものとするため、令和5年度までに公表等の対象であった事業所については、介護サービス情報報告システムのホームページアドレスのみを通知する。

イ 事業者

事業者（対象事業所を運営する者をいう。以下同じ。）は、介護サービス情報報告システムのホームページからログインし、ホームページ上の調査票（基本情報、運営情報）に直接入力の上、市へ報告するものとする。

ウ 報告期限

(ア) 新規事業所

令和6年4月1日から令和6年9月1日までに新たに介護サービスの提供を開始する事業所については、令和6年12月31日までに報告するものとする。

令和6年9月1日以降に新たに介護サービスの提供を開始する事業所については、市から通知する通知文に記載した期日までに報告するものとする。

(イ) 既存事業所

令和6年12月31日までに報告するものとする。

(6) 調査

ア 基本的事項

調査を行う者は、浜松市健康福祉部介護保険課とする。

イ 具体的事項

(ア) 調査の方法

「浜松市介護サービス情報の公表制度における調査に関する指針」に基づき、必要と認められる場合に随時実施するものとする。

- (イ) 浜松市は、調査を終了した月の翌月 5 日までに、調査票をホームページ上に載せて報告する。

(7) 公表

ア 浜松市

(ア) 公表の時期

浜松市は、原則として、令和 7 年 3 月末までに報告を受けた情報を公表する。

(イ) 公表の方法

浜松市は、厚生労働省が管理する公表システムで公表を行うものとする。

イ 事業者

事業者は、公表する介護サービス情報について、事業所の見やすい場所に掲示するなど、利用者等への情報提供に努めるものとする。また、事業者は、利用者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書に、公表する介護サービス情報を添付するものとする。

(8) その他

ア 手数料の扱い

公表手数料及び調査手数料は無料とする。

イ 公表後の介護サービス情報の変更の取扱い

対象事業所は、報告した情報の内容に変更があった場合には、速やかに市に報告するものとする。

ウ 苦情等の対応

市長は、介護サービスの利用者及び事業者等からの苦情に対応する窓口を設置し、対応するものとする。